

基安発 0411 第 1 号
平成 26 年 4 月 11 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

建設工事関係者連絡会議の設置について

国、都道府県等の発注機関との連携の強化については、平成 19 年 3 月 22 日付け基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」等により指示されているところであるが、今後、建設工事の増加により労働災害の増加が懸念されることから、発注者と安全衛生行政関係者との相互連携に止まらず、発注者、施工者及び安全衛生行政関係者の三者がさらに相互の連携を深めることが必要となっている。

このような状況に鑑み、別紙のとおり、「建設工事関係者連絡会議設置要綱」を定めたので、関係機関と十分に連携し、既存の発注機関との連絡会議等に建設関係団体等を加えた標記会議の設置を推進するとともに、同会議において協議の上合意された事項を実行に移す取組の推進に遺漏のないようにされたい。

建設工事関係者連絡会議設置要綱

1 趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立し、防災設備の整備等に伴う建設工事の増加のほか、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた各種建設工事の開始に伴い、全国的に人材不足が深刻になり、人材の質の維持や現場管理に支障を来すことが懸念される場所である。このような状況に対処するためには、工事を施工する建設事業者の取組だけでなく発注機関が工事の安全衛生にこれまで以上に配慮した発注条件で発注を行うことや、発注者、施工者、労働災害防止行政関係者が緊密に連携して労働災害防止対策を進めていく必要がある。

このため、都道府県等を単位とした建設工事関係者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、安全衛生に配慮した発注の促進、統括安全衛生管理の徹底のための安全衛生パトロールの実施等の取組を協議し、合意したものを実行に移していくことにより、建設工事における労働災害の一層の減少を図ることとする。

2 連絡会議

(1) 連絡会議の種類

ア 都道府県単位の連絡会議を設置するほか、必要に応じて労働基準監督署（以下「監督署」という。）の管轄、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）の分会、市町村等一定の地区、多数の工事や並行的に実施される一定の規模のプロジェクト等の単位（以下「地区単位等」という。）の連絡会議を設置すること。

イ 連絡会議の設置に当たっては、発注機関との連絡会議や建災防分会労働災害防止連絡協議会等既存の枠組みを積極的に活用するものとする。

(2) 構成員

ア 都道府県単位の連絡会議

次に掲げる者の中から適切な者を選定する。

(ア) 国の発注機関

(イ) 都道府県の公共工事担当部署

(ウ) 特に必要と考えられる市町村等の公共工事担当部署

(エ) 建設業関係団体（いわゆる大手ゼネコンの団体又は地場ゼネコンの団体）

(オ) 建災防支部

(カ) 都道府県労働局（事務局）

(キ) その他特に必要と考えられる者

イ 地区単位等の連絡会議

連絡会議の性格を踏まえ、上記アに準じて適切な者を選定する。

(3) 事務局

ア 都道府県単位の連絡会議の事務局は、各労働局労働基準部安全主務課が務める。

イ 地区単位等の連絡会議の事務局は、監督署が務める。

(4) 協議事項

連絡会議において協議する事項の例は次のとおりであるが、都道府県及び地区等における実情に応じ、柔軟に設定して差し支えないこととする。

ア 発注機関の取組

(ア) 安全衛生に配慮した発注の促進

(イ) 発注時等における施工者の安全衛生の取組評価の促進

(ウ) その他発注者の安全衛生活動の促進に関する事項

イ 建設関係団体等の取組

(ア) 建災防による現場指導

(イ) 建設関係団体会員間の相互パトロール

(ウ) その他建設関係団体会員による自主的な安全衛生活動の促進に関する事項

ウ 発注機関、建設関係団体等及び労働行政機関が協力した取組

(ア) 関係者による合同パトロール

(イ) 緊急時の相互連絡体制の整備

(ウ) その他連絡会議関係者が協力して行う安全衛生の取組に関する事項

エ 連絡会議の運営に関する事項

(ア) 都道府県単位の連絡会議の開催に関する事項

(イ) 地区単位等の連絡会議の開催に関する事項